

北本市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱（案）

北本市総合教育会議運営要綱（平成27年8月27日総合教育会議議決）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育部教育総務課」を「企画財政部企画課」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

北本市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
(庶 務) 第 8 条 会 議 の 庶 務 は、 <u>教 育 部 教 育 総 務 課</u> に お い て 処 理 する。	(庶 務) 第 8 条 会 議 の 庶 務 は、 <u>企 画 財 政 部 企 画 課</u> に お い て 処 理 する。